

ます。

ア 情報公開を行うための措置

県民の公文書の開示を請求する権利を最大限配慮し、情報開示申出書の提出があった場合は「開示の可否」「開示に係る文書」「開示の日時・場所」「開示方法」などを15日以内に決定し通知します。

イ 情報格差への対応

すべての人にやさしい情報提供を行うために、知識・機会・貧富等の格差が生じないように、内容や表現に十分注意します。

- ・内容や文字の大きさ、言葉遣いに注意します。
- ・子どものために、ひらがなやルビを活用します。
- ・視力低下の方等には、色のバリアフリーを活用します。
- ・ユニバーサルデザイン（UD）の視点に基づいた「UDゴシック」を活用します。

3 施設管理

だれもが衛生的に安全で安心して利用できるよう、日々の清掃活動や点検等を適正に行い、快適に利用していただけるよう取り組むとともに、各施設の機能が最大限発揮できるよう努めます。

(1) 施設別の管理・運営

設置目的を十分に理解したうえで、以下のことを念頭におき適切な管理・運営を行います。

- ・全国規模の大会及び各競技トップリーグの開催
- ・障がい者スポーツの拠点となる施設
- ・レクリエーション活動や地域のコミュニティ活動の場
- ・部活動の練習拠点
- ・災害時の緊急避難場所（鳥取市との連携）
- ・県民の健康増進

ア 陸上競技場

- ・国際陸上連盟認証の国際規格 CLASS-2 の陸上競技場として、グランプリ大会や国際大会が円滑に開催できるよう、陸上競技に精通している職員を配置し、維持管理を行うとともに大会運営等に協力します。
- ・鳥取県と協力し、障がい者スポーツの拠点施設としてバリアフリー化に取り組み、障がい者が不自由なく練習に取り組める環境整備を進めます。
- ・芝グラウンドでは、県外利用者からお褒めの言葉をいただくほどの維持管理に取り組んでおり、今後も引き続き「芝グラウンド利用基準」に沿って日本一の芝グラウンドを目指します。
- ・大会やイベントなどの専用利用がない場合は、小・中・高校生の部活動の練習場所

として開放することで、利用促進を図るとともに、競技力向上に寄与します。

イ 補助競技場

- ・陸上競技場と連動させながら、各種大会や体育祭などの学校行事が開催できるよう、適切な維持管理を行います。
- ・専用利用がない場合は一般利用施設として利用できるため、夜間照明や監視カメラを設置するなど、利用者が安心して利用できる環境を整えます。
- ・更衣室にはダイヤル式ロッカーを設置し、ランニングステーションとして自由に利用できるよう整備します。

ウ 球技場

- ・主に球技を行う競技場として各種大会等も開催するため、芝グラウンドの管理基準を設け適切に維持・管理することにより利用者の要望に可能な限り対応します。
- ・芝グラウンドは陸上競技場と同等レベルの維持・管理を行い、全国大会規模や世界大会規模の事前合宿など、誘致を目指します。
- ・隣接している更衣室はシャワー室完備されているため、衛生面に十分注意し快適に利用できるようにします。
- ・ラグビーポールの設置は危険を伴うため、利用者の安全を考慮し職員が設置します。
- ・災害時には関係機関と連携し、緊急ヘリポートとして役割を果たします。

エ 多目的広場

- ・各種球技の大会や練習場所としてだけでなく、保育園や学校のレクリエーション活動の場としても利用いただけるよう、芝グラウンドの管理基準を設け適切な維持・管理を行います。
- ・隣接している更衣室はシャワー室完備されているため、衛生面に十分注意し快適に利用できるようにします。
- ・専用利用や維持・管理作業がない場合は、一般利用ができることとし利用促進を図ります。

オ 野球場

- ・野球に精通している職員を配置しグラウンドの適切な維持・管理を行います。
- ・一定規模以上の大会では、試合間のグラウンド整備等に携わり、大会の円滑な運営に協力します。
- ・甲子園球場の整備を手掛けている阪神園芸に管理アドバイザーを依頼し、整備の指導を受けるなどして職員の技術を向上させるとともに、レベルの高い管理を行うことによりプロ野球等の誘致も目指します。
- ・平成30年度に改修された隣接の屋内ピッチング場は、雨天時の練習場所として適切に維持・管理するとともに、利用促進を図ります。

カ 県民体育館

- ・県内最大規模の体育館として、各競技の全国大会規模やトップリーグが開催できる

よう、各競技団体と連携し情報収集するとともに、競技用具や付属設備を充実させるため、県と協力しながら環境整備に取り組みます。

- ・スポーツのみならず、多種多様なイベント等を開催いただけるようPRに努め利用促進を図ります。
- ・クライミング施設は近年利用が増加しており、危険度の高いスポーツであるため、利用者の安全を第一に考え専門業者による定期点検を行うとともに、専門者である鳥取県山岳・スポーツクライミング協会と連携を密にして維持・管理を行います。
- ・災害時には緊急避難場所に指定されることもあるため、災害兼用卓球フェンスなど、災害時に災害用資材として利活用できる物品を充実させます。

キ トレーニングルーム

- ・トレーニング機器及び空調設備等適切に維持・管理し快適に利用できるよう環境を整えます。
- ・トレーニング指導士などの資格を有した職員を配置し、未経験者でも安心して利用いただけるよう支援体制を整え県民の体力向上に寄与します。
- ・サブトレーナー制度を導入し、利用者の中で専門的知識を有する方のご協力をいただき、サポート体制を充実させます。
- ・体育館のトレーニングルーム利用率が大幅に向上したことを活かし、その取り組みを陸上競技場トレーニングルームの利用促進につなげるため、機器及び設備の更新やバリアフリー化による障がい者スポーツ競技者の利便性の向上に努めます。

ク テニス場

- ・県内最大規模の16コートを有するテニス場として、全国規模の大会が開催できるよう、専門業者によるメンテナンスを定期的実施するなど、常に良好な状態を保ちます。
- ・全天候型コートの特性を生かし、特に冬季は雪かきなどを迅速に行うことで利用促進に努めます。
- ・平日に利用の多い、中・高校生の部活動の練習拠点として、利用しやすい環境を整え、使用促進・競技力の向上に寄与します。
- ・壁打ちコートはこれまで同様、無料の施設として開放し利便性の向上を図ります。

ケ 遊具施設

- ・「遊具の日常点検講習会」を修了した職員による日常点検及び専門業者による定期点検を実施し、不良個所等の早期発見に努め事故防止に全力を注ぎます。
- ・不良個所等を発見した場合は、速やかに使用禁止措置を取るとともに早期に修繕します。
- ・各遊具の使用方法を示し、対象年齢シールを貼付するなどして、幼児や児童とその保護者が安心して楽しめるよう環境を整備します。
- ・特に休日の利用者が多い日には、委託業者によりロードトレインを走らせるなど、

遊具と合わせて子どもたちに喜んでいただける企画を実施し、利用促進を図ります。

コ 桜の園及びその他の広場

- ・県民の共有スペースとして、また、遠足や地域のグラウンド・ゴルフの練習など、様々な活動の場としてご利用いただくため、職員による定期的な巡視を徹底し、安全な環境を整えます。
- ・花見のシーズンに夜間のぼんぼりを設置するなど、桜の園の千本桜を多くの方にご覧いただくための企画を立て実施するとともに、安全面には警備員の配置等で対応します。
- ・ジョギングコースや学習の森コースを設定し、県民の健康増進及びレクリエーション活動の推進に寄与します。

サ トリムの森その他の緑地

- ・トリムの森や日本庭園などには、自然豊かな緑地が広がっており、憩いの場として親しまれている場所であるため、専門業者により四季に応じた植栽管理を行うなど、樹木の良好な育成と景観の向上に努め、癒しの空間を提供します。
- ・公園の中にある自然を生かしたカブトムシ観察ウォークやキノコ狩りなどのイベントを開催し、自然に触れあう機会の提供を行います。

シ 駐車場及び園路

- ・大規模な利用が重なるなどして駐車場の混雑が予想される場合は、主催者に警備員の委託や整理員の配置を協力いただき、利用者の安全確保に努めます。
- ・主催者役員や関係者の車を事前に許可した園内に駐車することにより、1台でも多く一般駐車場区画を利用いただけるよう努めます。
- ・駐車場や園路を活用し、県主催の「食のみやこフェスティバル」などの屋外イベントを積極的に受け入れ、利用促進を図ります。
- ・積雪時には、各駐車場及び園路を優先して除雪し、できるだけ早く利用できるよう努めます。
- ・無断駐車など発見した場合は、警察等と連携を取りながら管理者として適切な処置を行い、速やかに県に報告します。

(2) 芝グラウンドの維持管理

約16年前に大規模改修を行った経緯を十分に理解し、年間を通じて利用者が常に最適な状態で利用できることはもちろん、大規模な大会にも対応でき、種目や天候に応じて最高のコンディションでプレーができるよう、3年以上の業務経験を積んだ職員及び委託業者によって日本トップクラスの水準で維持・管理を行います。

ア 特筆すべき維持・管理のための技術及び留意点

(ア) 具体的な技術

- ・競技特性に合わせた芝生の長さや密度に調整する技術

- ・夏芝から冬芝、冬芝から夏芝への切り替えの技術
- ・芝生張替えの技術（養生期間の短縮化）

(イ) 留意点

- ・安全に利用していただくため、利用前後には必ず整備を行う。
- ・同一グラウンドで異なる競技が連日で行われる場合は、利用者が困惑しないようライン色を変えるなど工夫をする。
- ・種まき時の芝生養生について、全てのグラウンドが同時期に養生期間とならないよう配慮する。

(ウ) 芝生化サポートネットワークへの加入

- ・本会は鳥取方式の芝生化全国サポートネットワークに加入し、県が推し進める芝生化のバックアップができるよう協力します。

(エ) 芝生専門業者との連携

- ・過去に行った芝グラウンドの改修の際に検討会から設計に携わった専門業者と継続して連携し、新情報や技術を取り入れ、日本トップレベルの芝グラウンド状態を保てるよう管理していきます。

(3) 施設設備の維持管理業務

長年にわたり管理・運営に携わってきた経験を活かし、次の4つの視点で取り組みます。

ア 安全・安心な施設管理

- ・職員による日常的・定期的な点検により、事故等を未然に防ぎます。
- ・点検項目やルートを定め、異常個所や不審物等の早期発見に努めます。
- ・異常箇所等がある場合は、使用禁止や応急処置など適正な対応を行うとともに、利用者の安全確保を第一に、速やかに修繕等行います。

イ 美しく清潔な施設

- ・職員及び委託業者による日常清掃を行い、利用者が快適に過ごせる環境を作ります。
- ・高所のガラスクリーニングや床のワックス塗布など、利用に支障をきたすものについては、休館日に作業を行うことで利用を妨げないよう努めます。
- ・園内の植栽管理を、専門業者だけではなく職員やボランティアが一体となり、美観向上に努めます。

ウ 施設及び設備の長寿命化

- ・職員による日常点検やメンテナンスにより、施設及び設備の長寿命化を図るとともに機械設備や専門の技術が必要なものについては、資格を有する専門業者に保守点検を委託し、きめ細やかな点検・整備を行います。
- ・築30年以上経過しており各所に経年劣化がみられることから、遊具など大きな事故につながる可能性が高い施設・設備については、専門業者により保守点検仕様書に沿った点検を行うことはもちろん、必要であれば仕様書を上回る部分も積極的に点検し、予防保全に努めます。

エ 環境に配慮した管理・運営

パリ協定により環境に配慮した活動が世界的に取り組まれている中、日本では2030年度までに2013年度比で26%のCO₂s削減を目標とし、鳥取県では、環境の保全及び創造に関する取り組みを推進することを目的とする、第2次鳥取県環境基本計画が策定されました。これを受けて本会では、県の中核的施設として、職員だけでなく利用者にもご協力をいただきながら、県民が一体となって次のように取り組んでいきます。

(ア) 4R社会の実現

鳥取県が重点的に取り組む「4つのR」が定着した循環型社会の形成を目指し、廃棄物のリフューズ、リデュース、リユース、リサイクルを通じて、資源としてできる限り利用するシステムを構築し、廃棄物を出さないよう取り組みます。

【ごみを減らす4R運動】

Refuse (リフューズ)	不要な物を断りごみを出さない。
Reduce (リデュース)	工夫してごみを減らす。
Reuse (リユース)	繰り返し使う。修理して長く使う。
Recycle (リサイクル)	分別して資源として利用する。

【主な取り組み】

ごみ箱の削減及び利用者にごみの持ち帰りを啓発
職員のマイ箸持参
事務処理時の印刷ミス削減の徹底及び裏紙として再利用
フリーマーケットの開催
職員による修繕の実施
園内外で発生するペットボトルキャップ、缶のプルタブなど有効資源の再利用
園内で発生する枯葉、剪定屑、芝屑を堆肥として再利用（無料配布）

(イ) 地球温暖化対策

平成28年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が成立し、環境省では、26%のCO₂削減を達成するには、民生部門（家庭・業務）で40%の大幅削減が必要だと示しており、低酸素な「製品」「サービス」「ライフスタイル」の賢い選択を旗印とする国民運動の強化に取り組んでいます。

本会は、この計画に賛同しCO₂の削減に積極的に取り組みます。

【主な取り組み】

各施設の蛍光灯及び照明をLED化
自動手洗い器の導入
人感センサー式蛍光灯の導入
利用者に節電・節水の啓発
エコマーク、グリーンマーク製品の購入

園内駐車場でのアイドリングストップ強化
来園者への公共交通機関利用促進及び自転車通勤の促進
クールビズ、ウォームビズの実施
冷暖房の設定温度の徹底（冷房28℃、暖房18℃）
大気汚染防止法に基づく、ばい煙測定の実施

(ウ) 廃棄物の適正処理

廃棄物処理法に基づき、廃棄物処理業者と契約を締結するとともに、廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し適正な処理を行います。

(エ) 美しい景観の保全

30年以上の歴史がある公園の美しい景観は、地域への親しみや愛着を育む資源として重要な役割を果たします。この景観は、職員をはじめ、委託業者や地域の方々と一体となって保全に取り組みます。

(オ) 職員及び利用者の意識の高揚

- ・環境保護啓発ポスターを掲示し、ごみの持ち帰りについて協力いただくことで、利用者の環境に対する意識の高揚を図るとともに、再利用した堆肥を来園者に無料配布するなどして、サイクル活動をPRします。
- ・職員に対し環境保護に関する研修を実施し、職員の意識を向上させ県民の先頭に立ち環境保護活動に取り組みます。

(カ) 鳥取県盤環境管理システム（TEASⅡ種）の認証登録

平成18年度3月から、TEASⅡ種の認証登録を受け、毎年定期審査を受けることにより継続していきます。

オ 業務の実施内容

施設・設備の維持管理に関する業務は、鳥取県都市公園条例に基づき以下の業務を実施します。

(ア) 清掃業務

職員による簡易的な清掃作業を行うとともに、専門業者への委託による日常及び定期清掃を行い、利用者に快適に過ごしていただけるよう努めます。また、大会やイベント等により多くの来園者があつた場合は、状況に応じて臨時的に清掃を実施します。

(イ) 設備等保守点検業務

各設備の保守点検は、法令に基づく点検及び定期的な点検を、専門業者に委託し実施します。

【業務一覧】

ばい煙測定業務、消防用設備保守点検業務、エレベーター保守点検業務、清掃用チェアゴンドラ・舞台吊物装置保守点検業務、空調設備保守点検業務、浄化槽保守点検業務、自動扉保守点検業務、構内電話設備保守点検業務、大型映像及び野球場スコアボード保守点検業務、テニスコートメンテナンス業務、遊具保守点検業務、移動観覧席

保守点検業務、照明制御システム保守点検業務、音響設備保守点検業務、陸上用機器保守点検業務、自動制御設備保守点検業務、クライミングウォール保守点検業務、バスケットゴール保守点検業務、散水用スプリンクラー保守点検業務、電気設備法定点検業務

(ウ) 消防及び警備業務

・消防業務

専門業者の定期点検以外に、資格を有する職員の自主点検や、消防機関の立入検査を行います。

・警備業務

職員による園内巡視を行うとともに、園内監視カメラの設置や、夜間警備（人的警備）の外部委託などにより、防犯対策に努めます。

(エ) 日常点検業務

点検項目や点検ルートを定め、点検チェックシートにより職員による日常点検を行い、異常箇所や不審物等の早期発見に努めます。

(オ) 遊具点検業務

日常的に比較的事故が起こる可能性が高い施設であるため、専門業者による定期点検以外にも、職員による点検により事故の未然防止に努めます。

・安全点検

日本公園施設業協会が示す「遊具の安全に関する基準」に基づき、適切な点検を行います。

・危険個所の対応

危険個所を発見した場合は、国土交通省・遊具指針に基づき、状況に応じて遊具の使用中止及び応急処置を講ずるとともに速やかに修繕し、改良・移設・更新・撤去などの大掛かりな対応が必要な場合は、県と協議の上迅速に処理します。

(カ) 体育施設管理業務

・体育施設管理士資格保有職員による施設管理

大規模な大会等が開催できる県内唯一の体育施設であり、常に安全で適正な状態に管理する必要があることから、体育施設管理士資格を保有する職員を配置し、施設や器具類の適正な点検・整備を行うことで常に良好な環境を維持します。

・備品管理業務

利用者に常に最適な状態で使用又は貸し出しを行うため、約1600個の備品を年に1回以上棚卸を行い、備品台帳と照合の上、個数や状態を確認し、故障などの不具合がある場合は早急な修繕を行うのはもちろん、更新が必要な場合は備品購入計画を作成し県への要望を行います。

(キ) 植栽管理業務

- ・植栽管理の目的

植栽年間管理計画及び中長期管理計画に基づき、樹木の健全な育成を図り、美しい景観を保つとともに樹木を起因とした事故を未然に防ぎ、利用者の安全・安心を確保することを目的とします。

- ・作業時における安全対策

利用者の安全確保のため、以下の防護策を講じ作業を行います。

項目	取り組み内容
看板の設置	草刈り機などの危険が伴う作業は、看板を設置するなどして利用者へ注意喚起し安全を確保します。
立入禁止	薬剤や肥料などを蒔く場合は、立入禁止の措置を取り、利用者が近づけないようにすることで安全を確保します。
事前告知	薬剤散布等の場合は、事前に作業日程をホームページ等に掲載し事前にお知らせすることで安全を確保します。

- ・事故・犯罪を未然防止するための植栽管理

以下の内容で取り組みます。

項目	取り組み内容
点検の実施	日常点検（1日2回）及び定期点検（月1回）を実施し、点検表に基づき、ぶら下がり枝や枯葉、害虫等のチェックを行い、異常の早期発見に努めます。
見通しの確保	道路沿いなどの植栽を低く刈り込むなどし、見通しのよい環境を整えます。
明るさの確保	電灯周りの枝葉の選定を行うなどし、夜間照明の明るさを確保します。

- ・サイクル堆肥

アクセルグリーン工法を用いて園内で発生した芝刈屑や枝葉を堆肥化し、園内の樹木や花壇などに活用したり、自主事業等において来園者に無料配布することにより再利用に努めます。

- ・ナチュラルガーデン管理

ポールスミザー氏監修のもと、県民体育館前・ふれあい広場西側がナチュラルガーデンとして整備されたことにより、通常の造園管理とは違ったナチュラルガーデンの目的に沿った維持管理に努めます。

(ク) 修繕業務

日常点検及び定期点検により修繕箇所を把握し、安全性・機能性・利便性などを考慮したうえで、優先順位をつけることにより計画的な修繕を行います。

なお、県が行う修繕等には、日程調整や確認業務など全面的に協力します。

- ・職員による修繕

安全性・機能性等を損なわないよう、職員で修繕可能な範囲は、可能な限り対応することによりコストの削減に取り組みます。

・修繕・改修によるサービスの向上

利用者からの要望等により、相当な理由と利便性の向上につながると判断した場合は、積極的に修繕・改修を行います。

・修繕要望

指定管理者の対応範囲を超えるもの（250万円以上）については、現状・問題点・修繕の必要性などを詳しくまとめ、計画的に県へ要望します。

(4) 外部委託

高度な専門性を要する業務、法定検査機関による業務、コスト的・技術的に効果的と判断する業務などは、専門業者へ委託します。

また、障がい者及び高齢者の就労機会確保に寄与するため、障がい者就労施設やシルバー人材センターなどに一部の業務を委託できるよう取り組みます。

ア 業者の選定

鳥取県競争入札参加資格を有する県内業者への発注を基本とし、指定管理受託期間内での複数年契約を行うことで委託費の縮減に努めます。

イ 業務の監視体制

各業務に調査職員を選定し、仕様書に沿って業務が遂行されているか検査・確認を行うとともに、必要に応じて指導・勧告等を行い、適切な業務遂行を管理します。

ウ 委託業者との連携

定期的に連絡調整会等を開催し、利用者の意見・要望の伝達や利用予定の確認など、情報を共有することで、より円滑な管理・運営に取り組みます。

エ 業務内容

平成31年度から下記の28業務を委託しています。

夜間警備業務委託については、長期休暇の際や夏場の夜間など、状況に応じて単発的に発注することがあります。

また、野球場グラウンド整備業務については、求められる水準が高くなってきていることから、外部への委託を検討します。

【外部委託契約一覧】

契約事項名	請負業者名	契約期間	契約額	発注先
陸上・野球場施設警備		H31.4.1～R6.3.31	889,380	県内
体育館・テニス警備		H31.4.1～R6.3.31	922,320	県内
浄化槽保守点検		R1.7.29～R6.3.31	4,363,773	県内
自動制御設備保守点検		H31.4.1～R6.3.31	4,831,200	県内
清掃		H31.4.1～H6.3.31	55,339,200	県内
自動扉保守点検		H31.4.15～R6.3.31	1,932,480	県内